

王寺町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における定住人口の増加、バランスのとれた人口構成の実現、地域社会の活性化及び地域の少子化対策の強化に資するため、経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し予算の範囲内において交付する王寺町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、王寺町補助金等交付規則（平成18年3月王寺町規則第1号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請年度 補助金の交付を申請する日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの間）をいう。
- (2) 新婚世帯 申請年度の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (3) 住宅取得費用 申請年度内に、婚姻を機に住宅を取得する際に支払った費用をいい、婚姻日（婚姻届を提出した又は受理された日をいう。以下同じ。）より前に取得した住宅にあっては、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であるものに限る。
- (4) 住宅リフォーム費用 申請年度内に、婚姻を機に住宅をリフォームした際に支払った費用（住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。ただし、倉庫、車庫、門、フェンス及び植栽等の外構に関する工事費用については対象としない。）をいい、婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であるものに限る。
- (5) 住宅賃借費用 申請年度内に、婚姻を機に住宅を賃借した際に支払った賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の費用を合計した額（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、当該住宅手当分を控除した額）をいい、婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であるものに限る。
- (6) 引越費用 申請年度内に婚姻を機に引越した際に要した引越業者又は運送業者等へ支払った費用をいい、婚姻日より前の引越にあっては、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であるものに限る。
- (7) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 夫婦の合計所得金額(補助金の申請日における最新の所得証明書を基に、夫婦それぞれの所得金額を合算した額をいう。)が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦の合計所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
 - (2) 対象となる住居が王寺町内にあり、かつ、補助金の申請日において、夫婦の双方又は一方の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録が当該住居地にあること。
 - (3) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
 - (4) 夫婦の双方又はいずれか一方が他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
 - (5) 夫婦の双方が過去に王寺町三世代ファミリー定住支援補助金交付要綱及び王寺町若者定住支援住宅取得補助金交付要綱に基づく補助金を受けたことがないこと。
 - (6) 夫婦の双方が町税を滞納していないこと。
 - (7) 夫婦の双方が本町に5年を超えて居住する意思があること。
 - (8) 夫婦の双方又はいずれか一方が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(暴対法第2条第2号に定める暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難される関係を有する者でないこと。
- 2 補助金の交付の申請は、婚姻した日の属する年度(以下「婚姻年度」という。)及びその翌年度においてのみ行うことができる。
- 3 翌年度に補助金の交付を受けようとする者は、婚姻年度において、その翌年度に補助金の交付を受ける資格を有する旨の町長の認定(以下「資格認定」という。)を受けなければならない。
- 4 第1項各号の全てを満たす世帯のうち、資格認定を受けたものは、翌年度において補助金の上限額に達するまでの額の補助金の交付を受けることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用を合算した金額とし、1世帯当たりの上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下 60万円
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下 30万円
- 2 前項の対象となる額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第3条第4項に定める交付を受けることができる補助金の額は、第1項に規定する上限額から婚姻年度に当該新婚世帯に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、王寺町結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、申請年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(全部事項証明書)
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 夫婦の双方の補助金の申請日における最新の所得証明書の写し
 - (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(貸与型奨学金の返済を現に行っている場合に限る。)
 - (5) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し(住宅取得費用について補助金の交付を申請する場合に限る。)
 - (6) 住宅のリフォーム工事請負契約書の写し(住宅リフォーム費用について補助金の交付を申請する場合に限る。)
 - (7) 住宅のリフォーム工事費の内訳がわかる書類(住宅リフォーム費用について補助金の交付を申請する場合に限る。)
 - (8) 住宅の賃貸契約書その他の賃貸借を確認することができる書類の写し(住宅賃借費用について補助金の交付を申請する場合に限る。)
 - (9) 給与所得者全員分の住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅賃借費用を支払った場合に限る。)
 - (10) 領収書等対象経費の支払いが確認できる書類の写し
 - (11) 王寺町結婚新生活支援補助金交付に関する誓約書兼同意書(様式第3号)
 - (12) 王寺町結婚新生活支援補助金に関する受講報告書(様式第4号)
 - (13) 王寺町結婚新生活支援補助金資格認定通知書(様式第5号)(以下「資格認定通知書」という。)の写し(翌年度において補助金の交付を申請する場合に限る。)
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請による補助金の額が前条に規定する額に満たず、翌年度においても補助金の交付を受けようとするときは、前項の申請の際に資格認定を申し出ることができる。

(交付決定及び額確定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、額を確定したときは、王寺町結婚新生活支援補助金交付決定兼額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、王寺町結婚新生活支援補助金却下決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(交付対象者の継続資格認定等)

第8条 町長は、第6条第2項の規定による申出があり、かつ、前条の規定により交付決定したときは、資格認定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、第6条第2項の規定による申出があり、かつ、前条の規定により交付しないことを決定したときは、王寺町結婚新生活支援補助金資格不認定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の資格認定通知書（様式第5号）の有効期限は、認定をされた日から翌年度の3月31日までとする。

(申請事項の変更又は中止)

第9条 第7条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、その申請した内容について変更又は中止をしようとするときは、速やかに王寺町結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)承認申請書(様式第9号)に、第6条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、承認したときにおいては、王寺町結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)承認決定通知書(様式第10号)により、不承認としたときにおいては、王寺町結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)不承認決定通知書(様式第11号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 第7条第1項の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、王寺町結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(継続補助申請等)

第11条 第8条第1項の規定による資格認定通知を受けた者が翌年度に行う補助金の交付申請(以下「継続補助申請」という。)については、第6条の規定を準用する。この場

合においては、同条各号（第9号、第10号及び第13号を除く。）に掲げる書類の提出を省略することができる。

2 継続補助申請に対する補助金の交付決定については、第7条の規定を準用する。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 補助金の申請日から5年以内に本町から転出又は町税を滞納したとき。
- (4) 第14条の規定による町長の報告等の求めに従わなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。この場合において、返還を命じる補助金の額は、交付決定の日から当該交付決定を取り消した日までの期間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 1年以内 補助金の金額
- (2) 1年を超え2年以内 補助金の5分の4に相当する額
- (3) 2年を超え3年以内 補助金の5分の3に相当する額
- (4) 3年を超え4年以内 補助金の5分の2に相当する額
- (5) 4年を超え5年以内 補助金の5分の1に相当する額

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、補助金を返還すべき者に対し、王寺町結婚新生活支援補助金交付決定取消通知兼返還命令書（様式第13号）により通知するものとする。

（報告等）

第14条 町長は、必要があると認めたときは、補助対象者に対して報告、現地調査及び書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。